

特別保護地区の再指定について（公告）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、令和2年10月31日で存続期間が満了となる鳥獣保護区特別保護地区を次のとおり再指定する予定である。

なお、関係書類は、県民生活・環境部環境企画課及び糸魚川地域振興局健康福祉部衛生環境課において令和2年9月29日まで縦覧に供する。

令和2年9月15日

新潟県知事 花 角 英 世

1 名称

白馬蓮華鳥獣保護区白馬蓮華特別保護地区

2 区域

糸魚川市所在。国有林上越森林管理署管内100林班中イ小班、102林班中ニ2・ニ3・ニ4・ニ5・ニ6の各小班、103林班中ロ1・ロ2・ロ3の各小班、107林班中ち・ぬ・る1・イ3・イ6の各小班的区域。

3 存続期間

令和2年11月1日から令和12年10月31日まで

4 保護に関する指針の案

(1) 指定区分

森林鳥獣生息地

(2) 指定目的

当該鳥獣保護区は、中部山岳国立公園の新潟県の区域で、本県最高峰の小蓮華山をはじめ、雪倉岳、朝日岳などの2,500m級の山々が連なる稜線から標高900m付近までの区域となっている。植生は稜線付近にはハイマツの群落が発達し、標高が下がるにしたがってダケカンバなどの落葉広葉樹からオオシラビソ、コメツガ等の針葉樹林帯を経てブナ高木林へと続いているなど、林相の変化に富む地域である。生息する鳥獣は、ハイマツ帯や岩礫地帯にはライチョウ、カヤクグリ、イワヒバリなどが、中腹のダケカンバ林にはコマドリ、ルリビタキ、ホシガラスなどの多様な鳥獣が生息し、本件においては妙高山・火打山一帯と並ぶ鳥類の宝庫となっている。特に当該鳥獣保護区の中でも標高2,000m付近までの区域は、中部山岳国立公園特別保護区に指定されており、稜線付近一帯はハイマツの群落が発達している。また、夏季にはコマクサ、ハクサンイチゲ、チングルマ等の高山植物が群生し、白馬連山高山植物帯として天然記念物に指定されているほか、ライチョウの生息地を保護するための特定動物生息地保護林にも指定されており、希少鳥獣をはじめ、多種多様な鳥獣の良好な生息地として重要な区域となっている。このため、当該区域は白馬蓮華鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要性の高い区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

(3) 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、ハイマツや高山植物等の鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

5 意見書の提出

当該区域の住民及び利害関係人は、1から4までの事項について意見書を提出することができる。

(1) 意見書の受付期間

令和2年9月15日から同月29日まで

(2) 意見書の提出先

県民生活・環境部環境企画課又は糸魚川地域振興局健康福祉部衛生環境課